

「介護保険料決定通知書 印刷」仕様書

1. 名称	介護保険料決定通知書	
2. 帳票番号	3 8 2 5 - 1 1	
3. 規格	〔1セット〕横 1 8 インチ×縦 9 インチ 〔折りたたみ寸法〕 縦 9 インチ	
4. 数量	5 0, 0 0 0 セット	
5. 製本・加工	ミシン有り（縦1・横1箇所）（帳票セット間には含まず）（エッジ部は詰める）	
6. 紙質	OCR 用紙 坪量 8 3. 7 (g/m ²) 連量（四六判 7 2 (kg)）	
7. 刷色	両面印刷 表：1 色（緑） 裏：1 色（緑）	
8. 入稿方法	・ 文字原稿：手書き修正した原稿（受注者（業者）によるデータ入力あり） ・ 入稿は契約締結後すぐにおこなう。	
9. 納入場所	テスト・本納品	本市指定業者（東洋印刷株式会社） 京都府宇治市槇島町十一 86-2
1 0. 納入期限	テスト納品	令和 7 年 6 月 6 日（金） 5 0 0 セット
	本納品	令和 7 年 6 月 27 日（金） 5 0, 0 0 0 セット
1 1. 校正	担当 2 回	
1 2. 梱包方法	1 包：2,000 セット（ポリエチレンシート包装）とし、C 式ダンボール箱を使用すること。 また、C 式ダンボール箱の狭い方の側面には連続帳票標準仕様書に示すラベル（別紙 1 参照）を貼付すること。	
1 3. 担当	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所内 2 階 福祉局高齢者施策部介護保険課（保険給付グループ） 三井 Tel：6208-8033	
1 4. その他	・ 納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に完了すること。 ・ 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・ 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・ 見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・ 印刷にあたっては、「フォーム印刷にかかる共通標準仕様書（連続帳票標準仕様書）」に適切に基づくこと。（https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000023941.html） ・ 公印刷込みあり（介護保険専用公印）。この際に使用する公印印影は、担当から受注者に貸与するので、厳重に保管すること。印影印刷が終了すれば直ちに印影印刷に使用した公印の印影を返還するとともに、印影印刷に使用した原版を廃棄すること。 ・ テスト用帳票を担当へ納品し、テスト合格後に本格印刷すること。（テスト用については、数量に含まない。テスト用の納入日については、事前に担当に確認すること。） ・ 別途、納入期限までに見本 10 枚を担当へ納品すること。（見本分については、数量に含まない。）また、納品日については、担当と調整すること。 ・ 印字位置合わせのためにレイアウトを調整する場合がある。 ・ 当帳票作成の際に知り得た情報を外部に漏洩しないように注意すること。 ・ カーボン入り墨インクを使用しないこと。（帳票枠外に記載する帳票番号及び縦寸法なども、カーボン入り墨インク以外で印刷すること） ・ 納入の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。（別紙特記仕様書添付）	

	・ 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別紙特記仕様書添付） ・ 納品時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと ・ 車高 2.1m を超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の 3 日前（土日祝日を除く）までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が 2.8m を超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用することはできない。 ・ 版權は、本市に帰属する。 ・ 契約後すみやかに本案件に入札した積算となる明細書を担当者へ提出すること。
--	---

【別紙1】 表示票サンプル

帳票番号文字サイズは、縦25ミリ、横15ミリ以上、太字

0000-00			
品名	介護〇〇帳票		
サイズ	T Y 8インチ×10インチ	入数	3,000セット
製造年月	R1.11.25	〇〇〇〇株式会社 TEL 06-6123-4567	
納入年月	R2.12.10		

帳票名称

※ その他不明な点については、「連続帳票標準仕様書」を参照願います。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965